

東京商工会議所検定試験 名称使用・書籍転載 使用条件

東京商工会議所検定試験(以下、東商検定)の名称は商標登録を受けています。また、東商検定の書籍(公式テキスト)は、当所が著作権を有する著作物(一部を除く)です。

東商検定の名称、東商検定公式テキストは、以下の使用条件に従い事前に当所の許可を受けなければ、使用、転載をすることはできません。

東商検定の名称使用・東商検定公式テキストの転載(以下、名称等使用)にあたっては、以下のすべての条件に同意しているものとみなします。なお、本使用条件は予告なく変更することがあります。

※「過去問題使用」は、2026年2月 12 日をもって本使用条件の対象ではなくなりました。

東商が商標権及び著作権を有する対象および範囲

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1)「カラーコーディネーター検定試験」 | (名称使用・書籍転載) |
| (2)「ビジネス実務法務検定試験」 | (名称使用・書籍転載) |
| (3)「福祉住環境コーディネーター検定試験」 | (名称使用・書籍転載) |
| (4)「BATIC(国際会計検定)」 | (名称使用・書籍転載) |
| (5)「環境社会検定試験(eco検定)」 | (名称使用・書籍転載) |
| (6)「ビジネスマネジャー検定試験」 | (名称使用・書籍転載) |
- (「ビジネスマネジャーBasic Test」を含む)

※カラーチャート(カラーコーディネーター検定試験)、試験問題、東商検定関連書籍(公式テキスト等)に使用されている写真、イラスト、図面等のうち、東商が著作権を保有していないものについては、申請者が別途著作権者の承諾を得る必要があります。

名称使用・書籍転載 共通

1. 東商検定の名称等使用において、対象となる検定試験は以下のとおりです。

- (1)「カラーコーディネーター検定試験」
- (2)「ビジネス実務法務検定試験」
- (3)「福祉住環境コーディネーター検定試験」
- (4)「BATIC(国際会計検定)」
- (5)「環境社会検定試験(eco検定)」
- (6)「ビジネスマネジャー検定試験」(「ビジネスマネジャーBasic Test」を含む)

2. 名称等使用は、書籍等の印刷物及び電子媒体、映像用記憶媒体への転載使用に限定いたします。

- (1)書籍等の印刷物とは、一般書籍、雑誌、新聞、チラシ、カタログ、パンフレット等の紙媒体を指します。
- (2)電子媒体とは、インターネットやマルチメディア、アプリケーションソフト等を指します。なお、インターネット等を利用した教育システム(eラーニングやアプリケーションプログラム)も、電子媒体といたします。
- (3)映像用記録媒体とは、DVDやブルーレイディスク等を指します。

3. 名称等使用にあたっては、事前にホームページから申請を行い、当所の許可を受けることが必要です。なお、

申請の際は名称使用・書籍転載を予定している媒体のイメージ画像を添付してください。

4. 名称等使用にあたっては、以下の項目を全て遵守してください。

- (1)申請者の事業において、当所および各地商工会議所の主催、監修、認定等と誤認される、もしくはそのおそれのある表示をしてはならない。
- (2)名称等使用の許可を受けた者は、許可に係る媒体(出版物等)の完成品および使用状況が確認できるものを1部、速やかに提出すること。
- (3)書籍等の転載使用について、その出典を明記すること。
- (4)当所発行の書籍等を無断で複写複製してはならない。
- (5)書籍等への転載使用を許可された者は、当所の許可を受けずに他の者に転載を許可してはならない。
- (6)著作権法等の法令に従って使用すること。
- (7)当所ならびに書籍関係者の名誉、信用又は品位を毀損する態様で使用してはならない。
- (8)フリーペーパーへの書籍等転載使用については、当該冊子全体の頁数のおおむね5%以下(例:20ページの冊子で1ページ)とすること。
- (9)電子書籍、ホームページ、ソーシャルメディア(SNS、ブログ、掲示版等)、社内LAN(ローカル・エリア・ネットワーク)への書籍転載使用については、当所が認めた場合を除き、原則として許可しない。ただし、当所が検定試験普及の目的で別途提供するサンプル問題のみ使用可能とする。
- (10)書籍の内容を修正して使用することは、当所が認めた場合を除き、原則として許可しない。
- (11)上記に定めた内容以外の使用については、事前に使用内容を確認したうえで、都度使用の可否を判断するものとする。

5. 名称等使用の許可を受けた者は、許可に係る媒体(出版物等)の完成品および使用状況が確認できるものを1部、速やかに提出してください。なお、提出時には名称使用・書籍転載の該当箇所付箋を貼り付けるなどの方法により、該当箇所を明示してください。(上記4.(2)再掲)

6. 次の各号のいずれかに該当するときは、当所は、名称等の使用の許可を取り消すことができます。

- (1) 名称等使用者がこの使用条件に違反したとき。
- (2) 名称等使用者が偽りその他の手段により名称等の使用の許可を受けたとき。
- (3) その他当該名称等の使用継続が不相当であると認めるとき。

7. 名称等使用の許可を受けた者が許可に係る箇所以外の書籍内容を無断で使用し、又は本使用条件に反して名称等使用をしたことにより、当所に損害を生じさせた場合、別途損害賠償を請求するものとします。

なお、名称等使用の申請をすることなく、無断で名称等使用をした場合、出版差し止めや損害賠償請求等、法的措置を検討します。

名称使用の条件

1. 東商検定の名称使用にあたっては、名称の右肩部分に「®」の記号を付してください。書籍等の出版物の場合は、その奥付に、パンフレット及びカタログ、チラシ、新聞等の紙媒体であれば、その媒体のいずれかの部位に、以下の記載例のとおり明記してください。

・記載例:「○○検定試験®は東京商工会議所の登録商標です」

2. 東商検定の名称使用を行う媒体が、インターネット・マルチメディア等の電子媒体及びDVD等の映像用記録媒体の場合は、その媒体を使用する、または閲覧する者に、当所に商標権が存することを明記してください。
・記載例:「〇〇検定試験®は東京商工会議所の登録商標です」
3. 東商検定の名称は一切の変更を加えず、これらの名称にいかなる文字、図形その他の表示も結合させないでください。
4. 東商検定の名称をテレビ・ラジオ等の公共放送で使用する場合は、事前にご相談ください。

書籍転載の条件について

1. 東商検定関連書籍(公式テキスト)の転載使用にあたっては、名称使用の許可を受けている必要があります。
なお、公式問題集は転載使用を許可していません。
2. 東商検定関連書籍の転載使用にあたっては、所定の使用料をご負担いただきます。(「カラーコーディネーター検定試験」の書籍にカラーチャートは含まれません。)

(1)書籍等の印刷物の場合

・原則として1頁または1部分につき、以下のとおりです。再版、追加申請する場合も同額です。

商工会議所会員	22,000円(税込)
非会員	165,000円(税込)

(2)電子媒体または映像用記憶媒体の場合

- ・電子媒体または映像用記憶媒体の場合は、不特定多数の者が試験問題を安易に複製できないような仕組みを施すことが条件となります。
- ・原則として1頁または1部分につき、以下のとおりです。再制作、追加申請する場合も同額です。

商工会議所会員	22,000円(税込)
非会員	165,000円(税込)

3. 東商検定関連書籍(公式テキスト)に使用されている写真、イラスト、図面等のうち、東商が著作権を保有していないものについては、申請者が別途著作権者の承諾を得ることが条件となります。

以上